

平成30年 第3回
教育委員会定例会会議録

平成30年3月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2493号

平成30年第3回定例会

日 時 平成30年3月13日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 港区学校情報化アクションプラン(案)について
- 3 港区学校教育推進計画(案)について
- 4 港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について
- 5 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について
- 6 港区生涯学習推進計画(案)について
- 7 港区スポーツ推進計画(案)について
- 8 港区図書館サービス推進計画(案)について
- 9 港区子ども読書活動推進計画(案)について

10 港区立幼稚園教育職員の人事について

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校（園）における用務業務の委託について
- 2 学校施設開放業務の一部委託について
- 3 港区立生涯学習施設指定管理者の公募について
- 4 港区立スポーツ施設指定管理者の公募について
- 5 港区立図書館指定管理者の公募について
- 6 後援名義等の2月使用承認について
- 7 生涯学習推進課の2月事業実績について
- 8 生涯学習推進課の2月の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の2月行事実績について
- 10 図書館の2月利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

まず本日の日程第1、審議事項の運営方についてお諮りいたします。審議事項2から4及び6から9につきましては、それぞれ関連する計画について審議するものです。そのため、日程を変更しまして、先に審議事項1と5の審議を行い、その後、計画に関する審議事項2から4及び6から9の審議をまとめて行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第13号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。議案資料はナンバー1-3をご覧ください。

平成29年第4回港区議会定例会におきまして「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が議決され、特別給の年間支給月数を0.1月引き上げまして4.5月とする改正をいたしました。平成29年度につきましては労使の妥結が11月だったことから、引き上げ分の0.1月分を全て12月の勤勉手当に割り振りましたが、平成30年度については勤勉手当の対象月となる6月と12月に割り振るため、改めて支給割合に係る規則の改正をさせていただきます。

具体的には資料の下の段の表をご覧ください。勤勉手当にそれぞれ0.05月ずつ割り振るため、6月は現行の0.90月から0.95月へ、12月は現行の1.0月から0.95月へ新たな割り振りをさせていただきます。

施行の期日は平成30年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の程、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見お願いいたします。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第13号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第13号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について

○教育長 次に、議案第17号「港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案資料のナンバー5をご覧くださいと思います。おめくりいただきまして5-2に基づいてご説明させていただきます。

「審議内容」のところですが、学校給食調理主事の減少に伴い、港区立学校給食事業安全衛生委員会を廃止するために、港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止いたします。

一つ目の安全衛生管理者等設置規則につきましては、統括管理者または主任管理者、それから安全衛生担当者等の職務内容を規定しているものでございます。安全衛生委員会については、安全衛生委員会はそれらのメンバーが出席する安全衛生委員会につきましては、組織の運営について規定しているものでございます。

1番の「廃止理由」のところですが、安全衛生委員会を構成する8名の委員の選任ができなくなったために廃止するものでございます。管理職を中心とした教育委員会のメンバー4名と、それから学校現場であります調理主事の4名、労使同数という形で組織しているものが選任ができなくなったということが理由として上げられます。なお港区立小・中学校の給食調理業務に従事する職員は50名未満ということで、労働安全衛生法に基づく労働安全管理者等及び安全衛生委員会の設置義務はございません。

「経緯」のところをご覧くださいと思います。これまでの経緯です。平成16年度から学校給食の調理業務の民間委託を進めまして、平成24年度に直営校が6校となりました。港区立小・中学校の給食調理主事が42名と、50名未満となりました。このため、安全衛生委員会の設置は、労働安全衛生法上設置は必須ではなくなりました。平成23年度の安全衛生委員会におきまして学校給食事業安全衛生委員会の存続について、委員及び産業医から、50名未満となりますがまだ6校あり、給食調理主事の代表者を各校1名ずつ選任できる上、労働安全の話し合いができる委員会については引き続き実施してほしいとの要望があり、継続しておりました。平成28年度からは直営校が2校16名となりまして、給食調理の代表者が各校2名ずつ委員会に出席することとなりましたが、1校8名中2名が委員会出席を行うと学校での給食調理に支障が出るため、2名中1名の出席が常態化しておりました。平成29年度は2校15名という現状と、それから平成31年3月で、来年度末で全ての学校の給食調理が委託され、給食調理主事はゼロとなります。このため、1年間前倒しで安全衛生委員会を廃止し、安全衛生推進者を学務課に置き、給食調理主事の意見を聞く機会を設けるなど対応することにしたものでございます。

この規則の廃止後、新たに要項等を整備した上で安全衛生推進者の設置を行ってまいります。労使の労働に関する関係の設備等の点検とか使用状況の確認、それから健康増進のための措置などを行ってまいりますのでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見お願いしたいと思っております。

○小島委員 業務委託の関係で自前の給食の学校がどんどん少なくなり、労働安全衛生法ではもう50名未満だからつくる必要がないということ。法律上は全く問題ないということですか。

○学務課長 この50名未満でも委員会は設けてもいいということになっています。一応設置を要しない事業場にあっても、安全または衛生に関する事故について関係労働者の意見を聞く機会を設けることにより、労働災害防止上の有効な措置を講ずることと規定上なっておりますので、特に存続していても問題なく、安全衛生委員会は存続しておりました。ただ廃止後も、これも規定にあるのですけれども、国の要綱、「学校給食事業における安全衛生要綱」というのがございます。その中で「常時使用する労働者が10人以上50名未満の事業場におきましては、安全衛生推進者を選任し、次に掲げる職務を担当させること」という形になってございますので、特に法律上は問題ありません。

○小島委員 その安全衛生推進者というのは誰がなるのですか。

○学務課長 学務課長を予定しております。

○小島委員 学務課長が1人で安全衛生推進するのですか。

○学務課長 安全衛生担当者を各学校に置きますので、その方を中心に取りまとめをして推進者である学務課長が確認していくという形になります。

○小島委員 各学校でそういう担当を決めるわけですね。担当者と推進者である学務課長が従前の労働安全衛生などをやっていきますということですね。

○学務課長 役割を担っていくということです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

5月31日に安全衛生委員会で委員会を廃止しますと決定し、「推進者を選任し、対応することとした」ということですが、推進者を選任するのは30年4月1日ですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。4月1日から選任という形になります。

○教育長 法上、安全衛生委員会というのは、年に何回開催するとかあったかと思いますが、その点どういう規定になっていますか。

○学務課長 こちらの港区立学校給食事業安全衛生委員会の中では、定期開催という形にはせず必要によって開催という形になってございます。

○教育長 法ではどのように求めているんですか。その上での規則ですよ。

○学務課長 そうです。法上、安全衛生委員会規則の23条の中で、「安全衛生委員会については毎月1回以上開催しなければならない」と定めているものでございます。

○教育長 そうすると5月31日以降、その規定に基づいて開かれているという理解でいいですか。

○学務課長 開かれておりません。

○教育長 法との関係でどうなりますか。5月31日に決めているといっても、規則自体はまだ生きていますよね。にもかかわらず、開催していないというのは問題があるのではないですか。

○学務課長 法律上そうなっているのですけれども、実際メンバーが集まることがもうできないということで、開始できない状況が続いておりました。そのため、1年前倒して廃止するという方向です。

○教育長 そうだとすると施行期日はその時点にしなければいけないのではないですか。1年前倒しても、まだ規則は生きていますよね。規則が生きていけば、例えば「〇月〇日開きます」と言ったときに、構成メンバーが病気で出られないので、実際は開けなかったため次いつにするかとか、やっていかなければいけないと思います。きちんと整理をしてもらえますか。

少なくとも、規則に抵触するようなことはやってはいけないわけですから。

○学務課長 それについては後程回答させていただければと思います。

○教育長 そうすると、次の教育委員会であらためて審議するということがいいですか。手続上間に合いますよね。

○学務課長 可能です。

○教育長 ほかに何かありますでしょうか。

よろしいですか。それでは議案第17号につきましては、今回は保留ということで、次回の教育委員会で再度上程させていただきますので、よろしくお願いします。

2 港区学校情報化アクションプラン（案）について

○教育長 次に、議案第14号「港区学校情報化アクションプラン（案）について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、本日付資料ナンバー2の「学校情報化アクションプラン（案）について」ご説明させていただきます。タブレットの方は本編を掲載してございます。資料ナンバー2は本計画の本編を、それから資料ナンバー2-2は前回2月13日の教育委員会後の修正内容となっております。同じく2-3は当委員会内でこれまで協議・審議の経過が分かる資料があるとよいのではというご意見がございましたので、本日教育委員会からいただいたご意見を一覧にしてお示しをさせていただきます。本日はこの資料ナンバー2-2の修正一覧についてご審議いただきますようお願いいたします。

初めに2-2でございますけれども、修正につきましては2点ございます。まず1点目は「教育ビジョン」の記載についてでございます。平成27年7月の総合教育会議での協議を踏まえまして、「港区教育ビジョン」を地教行法に規定する「港区教育大綱」に位置づけることとしたことから、「教育ビジョン」に「教育大綱」を併記いたしました。なお、この「教育大綱」の記載に関しましては、この後ご説明させていただきます個別計画全てについても同様の扱いとなりますので、ご承

知おきください。

裏面になります。2点目になりますけれども、目標3の「日常的に活用できるICT環境の整備と教育情報セキュリティの確保」における成果指標の修正でございます。本編は32ページでございます。ICT機器利用時の通信環境の満足度についてですけれども、当初通信環境を強化した学校の教員のみでアンケートを行って、進捗状況をはかるというものでございましたけれども、これは年度ごとに全体の進捗度が分かるようにということで、全小・中学校教員を対象に行うアンケート結果よっての指標に修正をさせていただきました。修正については以上でございます。

資料ナンバー2-3は、教育委員の皆さんからいただいたご意見4件についての対応状況をお示しさせていただいております。ICTの功罪のこと、それから電子黒板の追加配備についての更新の基準に関してのことなど、4点を右側に対応状況をお示ししてございますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見をお願いします。

確認ですが、前回この計画について、教育委員会で協議事項と行い、その後変更したものがこの資料2-2ということでしょうか。教育委員会で協議したときに、この2-3は直っていて、それを改めて教育委員会で出していただいた意見に対する対応ということで、参考資料として考えればいいわけですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。既にこの4点については修正をさせていただいて、本編の方で記載をしてございまして、改めて本日出させていただいたものでございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第14号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第14号については原案どおり可決することに決定しました。

3 港区学校教育推進計画(案)について

○教育長 次に、議案第15号「港区学校教育推進計画(案)について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第15号「港区学校教育推進計画(案)」につきまして説明させていただきます。資料の方は議案資料ナンバー3、ナンバー3-2、ナンバー3-3ということでご説明させていただきます。ナンバー3につきましては、計画の経過となっておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

それでは本日は、前回の教育委員会での協議以降の修正内容と、これまでにいただいたご意見を踏まえた内容をそれぞれ説明させていただきます。

まず資料ナンバー3-2の方をご覧ください。前回2月13日の協議以降の修正内容ということ

になってございます。こちらにつきましては先程の「情報化アクションプラン」の中でも触れさせていただきました「教育大綱」の記載、こちらを追加したものでございます。前回からの変更は以上でございます。

続きまして資料ナンバー3-3、こちらをお開きください。これまでのご審議に当たっての修正内容ということで、こちらにつきましては9月26日、素案の協議をしていただきましたときにいただいたご意見を踏まえたものでございます。こちらが53ページになってございます。こちらの取り組み内容のところで「健全な食生活の基礎となる」というくだりなのですが、この3-3の方で「対応状況」というところに記載してありますとおり、太字下線にしてあるような形で、この案に関しては記載を改めてございますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第15号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第15号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について

○教育長 次に、議案第16号「港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第16号「港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について」ご説明をさせていただきます。資料につきましては議案資料ナンバー4、ナンバー4-2、ナンバー4-3というものをを用いてということで、ナンバー4につきましてはタブレットのデータをご覧いただければと思います。

それではまず4-2を用いまして、2月13日の協議以降の修正点ということになります。こちらにつきましては大きく二つございますが、一つ目は「教育大綱」の記載、こちらを統一的に併記させていただいたというものが1点目でございます。

2点目ということで、4-2の裏面の方、こちらのナンバー2のところをご覧いただければと思うのですが、実際に前回の審議、私立幼稚園の耐震化ということで、計画書でいきますと報告書の書類上は24ページ、データ上32ページということになります。こちらの方で従来耐震化の記載を「参考」ということで、東京都の助成のものですとか、港区の制度として私立幼稚園の助成制度があるというようなことを書いてあったわけでございますが、そもそもこの現状のところ、港区の幼稚園の園舎の耐震化については、公私立全部で完了していたため、参考で記載があると、あた

かも完了していない、まだあるような誤解を与えてしまうというようなことがございました。そのため、これに関しましては記載を削除させていただいたという変更でございます。前回の2月13日からの変更は以上でございます。

続きまして資料ナンバー4-3、前回の協議以前の変更となっております。まず資料ナンバー4-3の1番をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、計画書29ページというところで、データ上は37ページということになりますが、外国人児童・保護者への対応というところで、学生のボランティアさんに協力をというところを従来記載しておったわけですが、さらに地域の方にもそういった方がいらっちゃって、ご協力もいただけるのではないかと、協力していただけるのではないかとというご意見もありましたので、それを記載したということです。取り組みのところの一つ目の黒い丸の1行目のところに「各幼稚園において、学生ボランティアや地域住民」と記載を入れさせていただいたものでございます。

2番目でございますが、この計画書上は22ページ、データ上30ページということになります。こちら「放射線量の測定について」ということで、これに関連しているというところで、従来の取り組みの記載についても削除するというようなことも考えていたわけですが、取り組み自体の測定を縮小するというような中で、安全な状態になっているというようなことを、改めて安心していただくためにはお示しの方がよろしいのではということで、ご意見を踏まえまして一番下に「放射線量の測定について」というような、こういったコラム的なものを改めて掲載しました。ここで数値が、安全な基準よりもさらに相当大きく下回るような状況が続いているというようなところ、まず1点「安全な状況です」というようなところを記載するとともに、引き続きモニタリングの測定2カ所、区役所とお台場、こちらでの測定というのは、新たに発生する事態にも対応できるように「ずっと続けます」というようなことですか、砂の入れかえの際の「放射線量の検査」というようなところも改めて記載したコラムを入れさせていただいたというものでございます。

これまでの変更点4-3の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いします。

いかがでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第16号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第16号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区生涯学習推進計画（案）について

○教育長 次に、議案第18号「港区生涯学習推進計画（案）について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第18号「港区生涯学習推進計画（案）」につきまして、資料

ナンバー6とナンバー6-2に基づいてご説明させていただきます。

まず資料ナンバー6-2の方をご覧くださいでしょうか。こちらの方もほかの計画と一緒に、「港区教育ビジョン」が「港区教育大綱」のもとに位置づけられていることに基づきまして、「港区教育大綱」を4カ所追記させていただきました。

生涯学習推進計画につきましては以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問ご意見をお願いします。

この計画については、教育委員会ではご意見はこれまでなかったということですね。

○生涯学習推進課長 なかったです。

○教育長 よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第18号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第18号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 港区スポーツ推進計画(案)について

○教育長 次に、議案第19号「港区スポーツ推進計画(案)について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第19号「港区スポーツ推進計画(案)」につきまして資料ナンバー7と7-2、7-3に基づいてご説明させていただきます。

まず資料の7-2をご覧ください。こちら「港区教育ビジョン」のところに「港区教育大綱」を4カ所追記させていただきました。

また資料ナンバー7-3の方でございますが、教育委員会の方で9月26日にご指摘いただきましたのが、「障害者スポーツへの理解促進と普及・啓発」ということで、白金の丘学園で行いました車椅子バスケットボールの体験会などを、今後も東京2020大会まで継続していただきたいというご意見をいただきました。こちらは「スポーツ推進計画」ではございませんが、「学校教育推進計画」の中で掲げております「障害者スポーツに関する体験・交流の実施」を、今後も引き続きやってまいりたいということでございます。

「学校教育推進計画」につきましては、紙で言うと55ページ、タブレットのデータで言うと63ページの方に記載がございますので、ご参考に見ていただければと思います。

説明は以上となります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、質問ご意見をお願いします。

○教育長 今の説明はどここの箇所ですか。

○教育政策担当課長 こちらは「障害者理解」の取り組み内容のところの二つ目の段落のところ、最後の行のところですが、「自国の伝統文化への理解や国際理解、障害者理解の促進、国際親善の

意識やボランティアマインドを育成します」というようなところと、障害者スポーツの「取組内容」の中の二つ目の「各年度の取組」という二つ目のボックスで「障害者スポーツに関する体験・交流の実施」というものがあり、こちらをこの計画の中に入れ込んだ状況でございます。

○教育長 「各年度の取組」の記載の、2020年度にはこの数値「35校（園）」が入っていなかったが今回入れることで、教育委員会臨時会での提案である「2020年まで継続していただきたい」ということに対応したということでしょうか。

○教育政策担当課長 こちらの記載に関しましては、素案の段階から35校という目標を掲げていましたが、9月26日の教育委員会の中で、「スポーツ推進計画」でいただいたご意見に関して、今回、対応状況をこの「学校教育推進計画」の方で記載しておりますというところをお示しさせていただいたものです。よって既にこちらの「学校教育推進計画」の素案では、記載をしておいたというような状況でございます。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第19号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第19号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 港区図書館サービス推進計画（案）について

○教育長 次に、議案第20号「港区図書館サービス推進計画（案）について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、本日付資料ナンバー8をご覧くださいと思います。議案第20号「港区図書館サービス推進計画（案）について」でございます。

資料ナンバー8-2をご覧くださいと思います。こちらにつきましても2月13日以降の修正ということで、これまで同様「港区教育大綱」ということで記載を追記させていただいたところが6カ所ございます。修正点については以上でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問ご意見をお願いします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第20号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第20号については原案どおり可決することに決定いたしました。

9 港区子ども読書活動推進計画（案）について

○教育長 次に、議案第21号「港区子ども読書活動推進計画（案）について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 本日付資料ナンバー9をご覧いただければと思います。議案第21号「港区子ども読書活動推進計画（案）について」でございます。

資料ナンバー9-2をご覧いただければと思います。まずこちらは先程と同様ですけれども「教育大綱」の部分の記載の部分が変わったところが、合計で5カ所ございます。記載のとおりでございます。

続きまして9-3をご覧いただければと思います。こちらは9月26日の教育委員会において、子どもたちの基礎的な知識理解、主体的に学ぶ意欲を高めることが重要であるということで、学び方・調べ方に関するパンフレットの作成と学校間の教育交流についても検討されたいということでご意見をいただきましたので、こちらは本編の52ページ、資料データでいきますと60ページのところでございますが、ここの「調べ学習の支援・促進」という欄の取り組み事項の部分で、「専門的な立場から資料選書などの助言をするとともに」ということで、「学校図書館関係者との連携」「学び方・調べ方に関する資料の作成」を行うとして、パンフレットの作成等も実施するような形での記載を追記しております。

説明は以上でございます。甚だ簡単ではございますが、よろしくご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見をお願いします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第21号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第21号については原案どおり可決することに決定いたしました。

10 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に、議案第22号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

申し訳ありませんが傍聴の方、退室をお願いします。

(非公開審議)

日程第2 教育長報告事項

1 学校（園）における用務業務の委託について

○教育長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。「学校（園）における用務業務の委託について」説明をお願いします。

○庶務課長 「学校（園）における用務業務の委託について」ご説明申し上げます。報告資料はナンバー1になります。学校・幼稚園の用務の業務につきましては、平成27年の6月から労使間での協議を行ってまいりましたが、このたび妥結が図られたため、平成30年4月から幼稚園3園、中学校3校での委託を実施いたします。

委託する業務内容でございますけれども、これまで用務主事が行っておりました業務内容と同様でございます。環境の整備、管理修繕保守業務、来客の受付や地域への学校だよりの配布など、校務・園務の庶務的業務を行います。また災害発生時の対応対策等の安全も業務となっております。

委託する学校・園につきましては幼稚園では三光・港南・青南の各幼稚園3園、中学校では三田・高松・港南の各中学校3校でございます。

実施は平成30年の4月1日となっております。

今後の対応ですけれども、30年度導入いたしましたこの3園・3校の実施状況を確認いたしまして、用務職の退職状況を考慮しながら、順次実施してまいる予定でございます。

保護者・地域へのお知らせにつきましては、この3月末に委託について通知をもって配布をさせていただきます予定となっております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○小島委員 業務委託なのですが、これはどういう形で委託するのですか。個人を採用するような形で委託するのか、そういう会社等に委託して派遣されてくるのか。

○庶務課長 この委託に関しましては入札で業者を決定いたします。例えば幼稚園1園丸々委託という形になりますので、そこに決定した業者の方からスタッフが来るという形になってまいります。

○小島委員 そのスタッフは、朝から幼稚園の業務をやっている間はずっといるということなのか。

○庶務課長 幼稚園の開園時間、準備もありますのでその前の時間の7時30分から4時30分までの勤務時間となっております。その間にスタッフが3名おまして、必ず事務所に張りついていて電話に出られるとかそういった形で、今までは1名の体制でしたけれども、これまでよりも人数、スタッフの配置としては多くなっています。

○小島委員 幼稚園も学校も人手不足で非常にありがたい話ですが、朝からずっといるということですが、委託業務は、用務主事が今までやっていた内容全てをやっていただくということですか。内容が限定されるわけですか。

○庶務課長 業者への委託に関しては仕様書をもって業務内容を列記してございます。これまで用

務が行っていたことはもちろんでございますけれども、また新たに業者としてできる業務等もお願いできるものは含めた内容です。

○小島委員 契約ですから、委託内容をきちんと決めることは当然のことだと思いますけれども、今までの用務業務をやっておられた方と同じようなことをやるほかにも、やっていただける業務があるということですね。要するに臨機応変に何でもやってもらえるということなのか、それとも「これは委託の内容」「これは委託ではない」というふうに内容は分かれているのでしょうか。

○庶務課長 仕様書にはこれまでの用務業務を全て網羅したものと、それ以外に、園や学校の方から委託の依頼を受けたものについては臨機応変に行うという、幅広く行ってもらえるように入れてございます。ただしその場で業者、学校側なり園なりがあればこれをやってということではなくて、必ず責任者がおりますので、責任者を通じて業務の依頼をしていくということになります。

○山内委員 今のご質問に関係してなのですけれども、学校にこういう用務業務を委託をしてやってもらうということは必要なことだと思っておりますけれども、やっぱり今言われたように、何を委託をするのかということを確認しておかないと当然やってもらえないし、臨機応変と言われても業者の方は「仕様書にないものはできません」となってしまいますから、そういう意味では、今こういう業務が細かくあるか、相当細かくきちんと確認をして、この部分を委託できる、委託したいと、相当丁寧にしておかないといけないのだらうと思うのです。一つは今後幼稚園や学校の教員の負担の軽減にもつながってくるので、丁寧にそこを、仕様書をおつくりになるのが大事だということを感じます。それからもう一つは、学校や幼稚園の中に委託先から職員が派遣されてくるということになりますから、やっぱり適切な人がきちんと派遣されるかどうかということに注意して見ていく必要があると思います。やっぱり幼稚園の園児とか、あるいは小学校や中学校の生徒にも接する機会も当然学校の中だと出てくるわけですから、教育現場として適した人がきちんと派遣されるかどうか。もっと言えば適していなければその交代をちゃんと申し入れてできるような仕掛けをつくっておくということが必要だらうと思いました。また、どんなにいい人が来ても、最初はなれていない場合がありますから、常に定期的にミーティングをして改善を申し入れて、きちんと向こうと協力をしながら改善をしていける。そういう枠組みも最初の仕様書の段階で盛り込んでおかれた方がいいのではないかと思います。

○庶務課長 まず1点目の仕様書のつくりの観点ですけれども、そちらについては学校現場・幼稚園現場から仕様書を確認していただいて、それ以上にできるものをというのを必ず入れていただきます。かなり細かく仕様書の方を、例えば校長先生であるとか園長先生であるとかまで必ず見ていただいて作成をしました。

人の配置の部分等につきましては、今後その業務の確認につきましては履行評価を行います。3年間のこれは長期継続になりますので、その間に1年に1回の必ず履行評価というものがあります。そのほかに組合との妥結の中でもある、労使の協議の中でもありますけれども、主事の中で技能長というのがありますので、そこを含めながら現場の確認をし、業務が円滑に行われているのかどうかというような、評価をしていくということも行っていきたいと思っておりますので、仕様書の中にも履

行評価に満たない、評価に満たない場合については人材を異動する、変更するということも記載してございますし、そこは的確に進めていきたいと考えております。

○山内委員 ぜひそこは丁寧にやってください。おそらく1年に1回、1年を待つということだと遅い場合もありますから、そういう意味では、特に最初スタートしての数カ月というのは、できるだけきめ細やかにコミュニケーションとっていかれた方がいいと思います。

○庶務課長 まず1回目の業務評価については5月、4月は入学式等の大きな行事がございますので、それを踏まえた上で、5月ぐらいに一旦評価を確認をするということをご予定しております。

初めての委託になりますので、できるだけ教育委員会事務局としても、小まめに学校の方との調整、それから確認等を行いながら、うまく業者の方との中継ぎをしていきたいと考えているところです。

○小島委員 来ていただく方の人材によって大分違ってくると思うのですが、その業者さんというのはどういう業者さんなのですか。例えばこれ、委託はどのような形で委託をするのですか。

○庶務課長 これは入札で決まりました。2社今回入ってございまして、ビル管理を行っている業者になります。あと清掃業務等も行っているところになります。

○小島委員 ビル管理業と清掃業ですか。

○庶務課長 この庁舎も今管理していただいている業者になります。

○小島委員 偏見があってはいけないのですけれども、学校・幼稚園の臨時的な教員でも、服務規律というのがあるのですが、幼稚園・小学校・中学校は、幼児・児童がいる職場なものですから、そういう関係の安全は大丈夫かなという心配があります。そのあたりのチェックはできるのですか。

○庶務課長 定期的に履行評価も行いますし、事務局の方からも現場の方にお伺いをして、状況と人材等も確認をしていきたいと思っています。今、既に保育園は用務業務が導入をされておりました、ここ数年委託でやっている状況がございますので、そういったところの経験値もおかりしながら、見ていきたいと思っております。

○小島委員 保育園で既にやっているんですね。

○庶務課長 そうですね。現場の方でも、業者の方でスタッフへの研修等もやっていただくという仕様書になってございますので、人材育成につきましては教育委員会も目を離さずにしっかりと見ていきたいと思っております。

○小島委員 これは幼稚園・学校にとって非常にありがたいことで、教員の働き方改革にも関係してくるので、本当にうまくいってくればいいなと思っております。あと1点、先程のこの事業を行うに当たって、労使の協議がまとまったので実施いたしますというようなご発言だったと思うのですが、労使の協議でどんな点が問題になったのでしょうか。

○庶務課長 この委託が入ることによって、まだ若い人材もいる用務職が継続できなくなるのではという懸念がございました。そこは最後まで、最終定年、退職まで用務職ということの確認をいたしました。

それから、あと業務委託をすることで学校や幼稚園、保護者や子どもに対して、業務の低下とい

うことも組合としては懸念をしていたところでございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今、両先生がおっしゃった内容になるのですけれども、今回の地区教育会議でも、非常に先生方の負担を軽減することに役立つので、周りに使うことができないかという話がありました。特に副園長先生・副校長先生の手伝いをしていただければよいかと思います。

それから前回の警備員さんのときの話になりますが、非常に契約期間が短かったため、子どもがなじんだ頃に警備さんがかわってしまうという問題があって、多分PTAの方から申し入れがあって、ある程度の長期間の3年になったと思うのですが、今回も子どもの方はなじみを持ちますので、余り長いのもいけないと思うのですが、余り極端に短いのも、子どものなじみというので問題だと思います。

それから5月ぐらいに業務評価をされるということでの質問です。その業務評価の内容に、先生方の評価も必要だと思うのですが、保護者の評価を入れる予定はありますか。

○庶務課長 今のところ、保護者の評価を入れるということはしておりませんが、当然保護者の方からのご意見はどこかの場面で頂戴したいと考えております。

○小島委員 よろしいでしょうか、今の点で学校評議員の評価の対象にはなるのですか。

○庶務課長 特に評議委員会に関わるというところは入っておりません。やはり現場にいる、毎日見ている副校長であるとか教員の方の意見を聞き、校長先生なりにまずは評価をしていただくというところを考えております。

○田谷委員 では、必ずしも保護者の評価は必要だとは思わないのですが、全くなおざりにしてしまうのもどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 学校施設開放業務の一部委託について

○教育長 次に、「学校施設開放業務の一部委託について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「学校施設開放業務の一部委託について」ご説明させていただきます。資料はナンバー2になります。教職員が子どもと向き合う時間を創出することを目指しました働き方改革の取り組みの一環といたしまして、現在、副校長が担っている学校施設開放業務の一部を民間業者に委託いたします。

業務の委託内容については項番1に記載のとおり、使用申込書の受付ですとかその使用承認書の交付、電話・窓口の対応ですとか、また利用していただく日の調整、利用予定表の作成、利用調整会議の運営、開放管理員、シルバー人材派遣会社の方への配置依頼になります。

「導入校」については、来年度は4校を予定しておりまして、小学校は芝小学校、芝浦小学校、中学校は御成門中学校、三田中学校になります。

「導入時期」は来年度4月1日からでございますが、こちらは4月1日からの申し込みを受けまして、6月の利用分からの開始という形になります。

最後に「今後のスケジュール」でございますが、この後3月下旬に利用者の方々の説明会を行うとともに、区のホームページで掲載をさせていただく予定でございます。4月1日から業務委託の開始ということで予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○小島委員 学校施設開放業務の委託というのは、今まで副校長先生が非常に仕事の負担になっている原因の大きな部分だったので、これに対して一部委託ができるということは非常に先生にとっても学校にとってもありがたいことだと思っております。港区のシルバー人材派遣センターと業務委託するということですね。

○生涯学習推進課長 いえ、この業務につきましては、今スポーツセンターの指定管理者であるピーウォッシュというところに委託させていただいて、先程のシルバー人材というのは、業務委託で開放管理員というのがシルバー人材さんに委託しているのですけれども、そのシルバーさんが学校の校庭とかを使うに当たって鍵の開け閉めをしていただいています。スポーツセンターの指定管理者であるピーウォッシュから「この日に利用団体がありますので開始時間に鍵を開けてください」、また「鍵を閉めてください」ということを連絡します。今までは副校長先生がシルバーさんに連絡していたのが、今回の業務委託者がシルバーさんに連絡するということです。

○小島委員 それによって、副校長先生はこの件では手を離れられるということですね。

使用申込書の内容確認や受付について、使用申込みから電話対応とここに書かれているのは誰がやるのですか。

○生涯学習推進課長 これは今回業務委託する委託の事業者がやります。

○小島委員 そうすると一般区民の方が学校の校庭を借りたいというときは、その委託先のところに直接申し込むということになるわけですか。学校の校庭開放とか体育館の使用とか教員の負担が軽減されるのだけれども、学校が分からないうちに全部処理がなされてしまうということですか。

○生涯学習推進課長 まず学校施設を開放するに当たって、副校長先生に学校の行事の予定表を作成していただいて、空いているところが今回の委託業務の中で使うということになります。予約を入れたものは学校に戻して、学校側はそれを承認していただくという形を考えております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今のように学校がきちんと把握をしながらの開放ということで、大事にされていることは承知しましたけれど、もう一つはスポーツセンターが今委託している業者に委託だということですね。で、その場合に今の手続の話だけを伺っていると、何も導入する学校がこの四つに限らなくてもできるのではないかと、つまり学校に張りついている必要はないわけですね。一括して、全部の学校の業務をそこで請け負ってもいいのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○生涯学習推進課長 単純に使用の申し込みと承認ですとそうかもしれないのですが、これは今課題になっていますが、学校を利用していただいている団体にはさまざまな団体の方がいらっしゃいまして、色々な主張をされるということで、電話の対応に1時間かかる場合もあります。まずは、来年は試行的に4校やらせていただいて色々な問題点、課題を整理して検証した後、また順次ほかの学校にということでは現在では考えております。

○山内委員 最終的に全校に広げる、初年度なので試験的ということでは理解できますけれども、いずれにしても学校の数だけこれを担当する人数が必要だというような形にはならないはずですし、そうなってはかえって非効率ですから、できるだけ全体に広げるということを前提にしてやっていただけたらいいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 港区立生涯学習施設指定管理者の公募について

○教育長 次に、「港区立生涯学習施設指定管理者の公募について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは「港区立生涯学習施設指定管理者の公募」につきまして、資料ナンバー3に基づいてご説明させていただきます。

「報告内容」は港区立生涯学習施設につきまして現在の指定管理者、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の指定期間が平成31年3月31日に終了の予定のため、新たな指定管理者の公募を行わせていただきます。

「対象施設」は項番1に記載のとおり、港区立生涯学習センターと青山生涯学習館になります。

「指定期間」につきましては平成31年4月1日から36年3月31日までの5年間で、「公募単位」につきましては対象施設の2施設を一括で公募する形になります。

「スケジュール」につきましては4番に記載のとおり、公募の開始を4月16日から行い、公募期間を1カ月くらいとりまして、その後5月24日までを予定しております。また指定管理者候補者の選定は7月下旬を予定しております、その後の第3回定例会で提案させていただきます、31年4月1日から管理を開始する予定でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○小島委員 この委託には、大体業者として何社ぐらい応募されるのですか。

○生涯学習推進課長 前回は2事業者の応募がありました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 港区立スポーツ施設指定管理者の公募について

○教育長 次に、「港区立スポーツ施設指定管理者の公募について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 では「港区立スポーツ施設指定管理者の公募」につきまして、資料ナンバー4に基づいてご説明させていただきます。

「報告内容」は区立のスポーツ施設について、こちらも指定管理者が、ビーウォッシュ・太平ビルサービス共同事業体の指定期間が31年3月31日に終了するため、新たな指定管理者の公募を行います。

「対象施設」につきましては項番1に記載のとおり、港区スポーツセンターを初め10施設になります。なお(7)の愛宕弓道場につきましては土地を一時賃借して運用しているもので、その使用貸借期限が平成31年3月31日までとなっておりますが、期間を延長した場合は本業務の対象施設として、指定管理を行っていただく予定でございます。

裏面に移りまして、「指定期間」については平成31年4月1日から5年間、また「公募単位」につきましては項番1の(1)から(10)までの施設を一括で公募させていただきます。

また「スケジュール」については資料記載のとおりを予定してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○小島委員 対象施設が10カ所ということなのですが、これは10カ所全部1社に任せるということなのですか。例えば5カ所5カ所で2社に任せるとか、そういうような観点からの考えはあるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 今回、10施設全てを対象として考えているというのは、運動場ですとか武道場につきましては、その施設だけとかになってしまうと利用率、利用料金で運営がまかなえるわけではないという事情もございまして、全施設一緒にやっていただいた方が効率的な運営をやっていただけるということで、10施設一緒に考えてございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 こういう業務の部分は当然今の指定管理者、つまりこの5年間の委託状況で、実際業務の状況はどうだったかという一つ評価があって、それによってその課題を改善するかということも含めて、公募をまた次に移していく必要があると思いますけど、委託をしていた業者に対しての評価というのは、どの程度厳しくなされているのですか。

○生涯学習推進課長 港区のモニタリングを定期的に行っていただいて、そこでも問題は特にないという評価をいただいているということと、あと第三者評価の方も29年2月に実施いたしました。そちらの方でも特にご指摘はないということで確認しております。

○山内委員 モニタリングの部署が役所の中にあるということですか。

○生涯学習推進課長 指定管理者と生涯学習推進課で指定の様式を使って行っています。

○小島委員 あと第三者というのはどういう内容で行っていますか。

○生涯学習推進課長 第三者評価は29年2月にやっております。これは業務委託の中で第三者の事業者に行っている形です。

○小島委員 この業務委託とは、評価をする業務委託をしているということですか。

○生涯学習推進課長 第三者評価をご専門にやっている会社に委託しております。

○教育長 例えばどういう業界がやるのですか？

○生涯学習推進課長 過去に第三者評価を行っている会社に委託しております。

○教育長 それは分かりますが、例えばシンクタンクとか、どうですか。

○生涯学習推進課長 業務監査をしている会社がやっています。

○教育長 具体的に、今やっている法人を言ってもらえればわかりやすいのですが、どうですか。

○生涯学習推進課長 ちょっと今手元にないので、後で回答します。

○山内委員 私が何でこんな面倒な質問をしたかということ、委託業務は、うっかりするとブラックボックスになってしまって、だんだん中身が分からなくなってくるということがあります。

そのモニタリングをしている委託業者にしても、そのモニタリングの水準が適切かどうかというのは、最後は港区できちんと確認しなければいけないということです。例えばこの運動施設で言うとスポーツセンターでは、プールとかの管理で安全面も含めてどこまできちんできているのか。あるいはグラウンドで言えばそのグラウンドが荒れないようにどういう管理ができているのか。そこはきちんと見ておく必要があるし、きちんとした管理ができているところであれば、そのノウハウはうまく港区でも持っておいて、次の業者を選んだときにそれが維持できるように、こちら側で管理できるようにしておかなければいけないと思うのです。

そういう意味で単に任せて終わりというのではなくて、どうブラックボックスにしないで、質がいいところにうまく頼めているのであれば、そこのノウハウを港区でも吸い上げておけるようにして上手な委託業務のやり方っていうのを考えていかれたらいいと思ったので質問をしました。

○小島委員 前に青山中学のテニスコートで、下水の故障でテニスコートが使えなくなりました。色々な蓄積やノウハウを、業務委託をした方に伝わっていくのかどうか。

○生涯学習推進課長 日頃の管理業務につきましては、定期的に連絡会を指定管理者と区の方でやっております。問題点があったときは情報共有して、改善策をどうやっていくかというところは月1回のペースでやっています。今後も今の第三者評価ですとかそういったものを活用しながら、よりよい施設になるように努めてまいりたいと思います。

先程の第三者評価の委託業者ですが、シンクタンク系だと思うのですが、総合システム研究所株式会社というところをお願いしております。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 港区立図書館指定管理者の公募について

○教育長 次に、「港区立図書館指定管理者の公募について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、「港区立図書館指定管理者の公募について」でございます。資料ナンバー5をご覧くださいと思います。

報告内容といたしましては、港区立図書館について現在の指定管理者の指定管理が31年3月31日で終了するため、新たな指定管理者の公募を行うということでございます。

対象施設については記載のとおりですが、5館1分室になってございます。

指定期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございますが、平成33年度に三田図書館は現在地の芝五丁目284番から芝五丁目複合施設へ移転を予定してございます。新図書館への移転時に必要な基本協定や年度協定の更新・変更については、協議を行う予定ということをご付記させていただいております。

3番「公募単位」でございますが、一括で公募をすることを考えてございます。

4番の「スケジュール」の予定でございますが、平成30年4月19日の木曜日に公募を開始いたしまして、4月の19日から5月16日までが応募期間。指定管理者の選考につきましては7月の下旬までに行いまして、新たな指定管理の管理開始は31年4月1日からを予定しております。

甚だ簡単でございますが、以上ご報告でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○小島委員 今回の業者は、結構長いのですか。

○図書・文化財課長 指定管理者としましては平成21年からなので2期目になってございまして、今9年目を迎えてございまして来年が10年目ということになります。

○小島委員 先程山内委員が質問したのと同じなのですが、その業者に対する評価というものはどうでしょうか。

○図書・文化財課長 こちらはみなと図書館につきましては直営で実施をしております。毎日のように日報が上がってきたり、あとホームページの方で利用者の声を聞くことになっていたりとか、窓口でアンケートをとったりということで、利用者の満足度等については日々調査をして把握に努めております。その中で問題があれば、その都度対応して、その結果どうだったということの評価しております。そういった日々の積み重ねが一番大きなものと考えてございます。

○小島委員 効率的に一括委託ということで、分けて委託ということは考えていないということですか。

○図書・文化財課長 そちらにつきましてはみなと図書館が直営で管理をしているところから、残りの部分につきましては一括でした方が効果的・効率的な管理ができると考えてございますので、一括を考えてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 後援名義等の2月使用承認について

7 生涯学習推進課の2月事業実績について

8 生涯学習推進課の2月の各事業別利用状況について

9 図書館・郷土資料館の2月行事実績について

10 図書館の2月利用実績について

○**教育長** 次に、「後援名義等の2月使用承認について」「生涯学習推進課の2月事業実績について」「生涯学習推進課の2月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の2月行事实績について」「図書館の2月利用実績について」、この5件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件についてご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。

○**図書館・文化財課長** 3月31日の郷土歴史館と総合施設の落成式のご案内を先日送付させていただいております。年度末のご多忙な時期で申し訳ございませんがご出席の方、ぜひよろしく願いたいと思います。以上でございます。

○**小島委員** ちょっといいですか。中央区の泰明小学校でアルマーニの制服を決めたという問題が出てきたのですが、港区の小学校の制服はどうなっているのですか。

○**学務課長** 各学校で指定しているものを標準服として選べることになっています。特に中央区の関連で、学校側の方から問い合わせ等はうちの方には入ってきているものではありません。

○**小島委員** ブランドの制服はないでしょうね。

○**学務課長** 港区では、ないと認識しています。

○**小島委員** 制服がないところもあるのでしょうか。今は全部制服ありですか。

○**庶務課長** 制服を使用して、標準服として使用しているのは芝小学校と白金の丘小学校の2校でございます。標準服としておりますので、例えば白いブラウスといっても、メーカーを指定するものではなく、白いものであればポロシャツでもオーケーというような形で、融通の利くような形でやっております。

○**教育長** この前の予算特別委員会での答弁について話してください。

○**学務課長** 公正取引委員会の方から制服の金額が高いといった報告書が上がっていて、その中で「各学校の制服代が高いので改善の検討をすべき」という質問に対し、基本的には保護者の過度の負担にならないような形で学校にお願いするといった答弁をしているところです。

公正取引委員会の方からの報告書の内容も具体的にどうこうしろという話が載っているわけではなくて、高くないようにといった内容になっています。

○**小島委員** 公正取引委員会としても、強制になってしまうものだから。学校で決めたということになれば、保護者は嫌だとは言えないので、公正取引委員会もその点は非常に興味を持っていると思いますよ。我々も余り高くないように、教育委員会内部で各学校からそういう話があったら注意しないとイケない。

○**田谷委員** その件で、直近で白金の丘の当時委員をしていたのですが、そのときの中でも制服の問題が出ました。あのときは一般的に入札というか案内を出して、来たのが一般的な制服のメーカーで、紳士服の青山とかそういうメーカーもありました。全部デザインを出していただいて、それぞれのサンプルもつくっていただいて、それを当時の学校のロビーに飾りました。それで白金の

丘の場合は、関係者による投票という形で選んだという経緯が記憶にあります。

それから私立の学校の場合は、大体デパートと契約しているパターンが多いのではないですかね。うちの息子の学校は、例えば渋谷のデパートから採寸に来て、また何かあればそこにオーダーを出して作らせているというようなことをしていました。そういう席上にはアルマーニは来ていなかったですが。

○指導室長 私、校長として標準服の見直しを広尾中学校のときにやりました。そのときにやはり学生服用のメーカーというのは何社かあります。メーカーそれぞれが色々な生地を開発していて、その生地をもとにして、破けないようにとか、破けても伸ばせるようにとか、普通の紳士服で売っているものとは全く違う様式でつくられています。なので、通常の量販店で買うよりもはるかに高い価格が標準服には設定されているというのが現状でございます。ただし破れたときの保証その他は全部あるということですね。

まず各学校がフジテラード、これは名前出ているのですけれども、その会社が直接つくっているというまれなケースもあれば、どこかの代理店という形で来た標準服メーカーのものを扱っている場合もある。特にデパートが扱っている場合と自分のところで扱っている場合があると。当然、微妙な色合いや価格、そういうのが全部違うということで、昔はそれを標準服と呼んで、どれを着てもいいという形にしていたのです。ただ現在は、学校規模が小さくなったので1社独占になってしまいました。

なので、標準服と言いつつも同じ物しか買えないというのが現状で、価格が上がっていく大きな要因の一つです。生地を選び直すと価格は数千円ずつ下がっていきます。つまりいい繊維メーカーが出てきたので、生地を見直して標準服をつくり直すことによって、価格は一定ラインで抑えることができるというのが分かっています。

ただしそれが伝統の色とか、「伝統の」という名称のもとに見直しを図らないと、価格は徐々に上がっている。だから今年度のスタートにおいてはどこの標準服メーカーもメーカー全体が「この生地の価格が上がったので数千円上げてくれ」と学校に来ているはずですよ。学校も、PTAも常に見直すような方向性がないと、きっと徐々に徐々に上がっていくと思います。

また逆にアルマーニのことで有名になりましたけれども、渋谷のある学校では、女子用にセーラー服のデザイナーズブランドの標準服をつくることによって、一気に人気回復をして、女子が数十名しかいなかったのが、ぽんと倍増になったという例もあります。アルマーニで増えることはないと思いますけれども、そういう戦略をとっている学校も現実にはあります。

○小島委員 校長先生の戦略にもありますか。

○指導室長 あります。PTAといかに話をしながら、どの価格設定でどういうものを作って、例えばもうクリーニングに出さなくても洗えるような標準服も出ているわけです。価格がどっちが安いか高いか。トータルすると分からないというのも現状にありますので、なかなか難しいのが制服問題ということです。

○小島委員 最終的には校長先生が決めるのですか。

○指導室長 選定委員会みたいな形です。校長とPTA関係者とまたは学校評議員を交えたりしながら選んでいきます。私の場合はPTAと相談して制服、標準服改善委員会というのをつくって、そこに公募制で集まっていたいで、協議をして決めていきました。

○小島委員 教育委員会が口を出す機会はあるのですか。

○指導室長 ありません。

○教育長 いずれにしても、決めるときにどれだけ民主的な決め方でやるかですね。

○指導室長 そうです。納得いただける方式で学校が決めるということというのがとても大事なことになるので、もちろん子どもたちにもデザインとかで選ばせるとか、そういうことも当然やっていくと。新しい学校の場合は、子どもたちがまだいませんから、新しい開設委員会の方でやっていくということになり、見直しについては各学校で適切な時期を考えなくてはいけないと思っています。

○小島委員 分かりました。

○教育長 あわせて見直しは必要だということですね。

○指導室長 見直しは定期的に考え、図る必要があると思います。

○小島委員 PTAにも教えてあげなくてははいけませんね。

○田谷委員 そうですね。

○山内委員 では私も一言。今おっしゃったとおりで、やっぱり制服の生地の部分、原材料の部分とデザインと、それからあとは実際の販売ですよ。製作して販売、三つの過程があってその三つが、業者がばらばらの場合と一部重なっている場合とがありますけども、やっぱり今言われたように、もう1回決まると1社独占になってしまうようなところがあって、そうするとある意味で言い値に近くなってくるわけですよ。

あるいはそれが毎年見直しの中でも、原材料が上がりましたと言うと言い値になってくるので、実際の原価に対して価格が適切なのかどうかというのは、最初の段階から相当厳しく見ていくことが大事なのだと思います。そうすれば逆に、いいデザインであってもいい生地であっても、それなりの適正な価格に抑えることもできますので、どう言い値にならないようにするか。そういう交渉を常にできるようにしていくことが必要だと思います。

○教育長 そういう目で公正取引委員会が色々調査に臨んでらっしゃるのだと思います。「何かあれば相談してください」と公正取引委員会の方が言っていましたので、国の方のそういう機関の支援も場合によっては必要になると思います。

○小島委員 よく分かりました。

○教育長 ほかによろしいですか。

それでは、本日予定している案件は全て終了しました。

「閉会」

○教育長 これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を3月27日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。

(午前11時34分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子